

全国統一品質管理監査 受審要項

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議

1. 受審資格

神奈川県内の生コンクリート工場で、JIS マーク表示認証製品を製造し、且つ受審資格を満たしていること。

- 1) コンクリート技士・主任技士、又は同等の有資格者が2名以上常駐し、うち1名は品質管理に携わっていること。
- 2) 品質管理責任者は2名以上常駐のこと。
- 3) 試験担当者は2名以上常駐のこと。
- 4) 品質管理監査を継続して受審すること。
- 5) 反社会的勢力との関係を有しないこと。また現在並びに過去においてコンプライアンスを含め、社会的負の評価を受けたことや品質管理監査制度の趣旨に反した行動がなかったこと。

2. 品質管理監査概要について

(1) 実施内容

- | | |
|------------------------|------------------|
| ①全国統一品質管理監査（年1回） | *8～9月頃実施予定 |
| ②中間監査（年2回 合格工場対象） | *5月頃および翌年2月頃実施予定 |
| ③査 察（年1回 任意に選定された工場のみ） | |

(2) 判 定

①判定基準

全国統一品質管理監査は、全国生コンクリート品質管理監査会議「適合判定基準」に準じて判定する。また中間監査は、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議「適合判定基準」に従って判定する。

②合格認定

上記監査を受審し監査基準に適合したと判定され、その後開催される神奈川県生コンクリート品質管理監査会議で承認を得た工場を合格とし、全国生コンクリート品質管理監査会議へ $\odot$ マークの使用承認を申請する。

(3) 受審結果連絡等

合格証を翌年3月末に交付（合格証有効期間：翌年4月1日～翌々年3月31日）

3. 受付について(組合員外社の場合)

(1) 申 込 み・書類受付期間

3月1日～3月31日（土日祝祭日を除く）

(2) 監査費用

160万円（消費税別）（全国統一品質管理監査および中間監査）

*申請受理後、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議事務局の指定期日迄に全額一括納付のこと。

(3) 申し込み先

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議 事務局（神奈川県生コンクリート工業組合）

希望者（当該会社代表）は、事務局担当者に直接事前確認の上、事務局指定日時に来場し申請する。継続して受審希望する工場については、2年目以降提出書類の軽減措置がある。

*提出書類については来場時に説明を行う。尚、申込時の陳述や提出書類の虚偽・不備、指定期間に書類提出や費用振込がなされない場合等は受理しない。

(4) そ の 他

これ以外の事項については、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議の定めるところによる。

以 上